社会福祉法人天寿会定款

第１章　総則

（目　　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）ケアハウスの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（介護老人保健施設）の経営

（ホ）老人介護支援センターの経営

（ヘ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ト）障害福祉サービス事業の経営

（チ）病後児保育事業の経営

（名　　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人天寿会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番地 1 に置く。
２　前項のほか、次の従たる事務所を置く。
（１）佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 6
（２）佐賀県多久市南多久町大字下多久字上ノ原 2118 番地 173
（３）福岡県福岡市中央区梅光園三丁目 4 番 1 号
（４）佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾 432 番地 8

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員１０名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、事務局員２名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が一人あたり３０，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１３条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　　９名

（２）監事　　２名

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とする。

３　前項の常務理事をもって社会福祉法の第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

４　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第１７条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第２０条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの付属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第２１条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２　会計監査人が、いずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第２４条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（職員）

第２５条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２６条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第２８条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

（議事録）

第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３１条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）有料老人ホームだんらん建物

佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根、ルーフィング葺平屋建、１棟　(2,745.86 平方メートル)

（２）佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番 6 所在のだんらん敷地

(7,247.16 平方メートル)

（３）佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番 6 所在のだんらん敷地

(1,070.02 平方メートル)

（４）ケアハウス大地建物

佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番地 51,佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造銅板葺地下 1 階付 4 階建、ケアハウス大地、施設舎１棟

１階　1,363.42 平方メートル　２階　964.55 平方メートル

３階　964.55 平方メートル　４階　964.55 平方メートル

地下１階　133.30 平方メートル

鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、ポンプ室(22.00 平方メートル)鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建、集塵庫(3.00 平方メートル) 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、ポンプ室（9.67 平方メートル)

（５）佐賀県多久市北多久町大字小侍 132 番 51 所在のケアハウス大地敷地

(3,720.52 平方メートル)

（６）佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番 1 所在のケアハウス大地敷地

(1,042.02 平方メートル)

（７）介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ建物

佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番地 173,2118 番地 223 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建、介護老人保健施設、施設舎 1 棟

１階　353.30 平方メートル　２階　1,117.45 平方メートル

３階　　855.94 平方メートル　　４階　　933.56 平方メートル
５階　　79.74 平方メートル

（８）佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番 173 所在のケアハイツやすらぎ敷地
(2,282.70 平方メートル)

（９）佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番 223 所在のケアハイツやすらぎ敷地
(163.40 平方メートル)

（１０）佐賀県多久市南多久町大字下多久 2286 番 24 所在のケアハイツやすらぎ敷地
(648.04 平方メートル)

（１１）佐賀県多久市南多久町大字下多久 2118 番 64 所在の宅地（162.31 平方メートル）

（１２）福岡県福岡市中央区梅光園三丁目 500 番 3 所在の特別養護老人ホーム梅光園敷地
(3,589.59 平方メートル)

（１３）福岡県福岡市中央区梅光園三丁目 500 番 7 所在の特別養護老人ホーム梅光園敷地
(641.47 平方メートル)

（１４）特別養護老人ホーム梅光園建物
福岡県福岡市中央区梅光園三丁目 500 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建
特別養護老人ホーム梅光園、園舎１棟
(8,382.96 平方メートルの内 5,364.05 平方メートル)

（１５）佐賀県多久市北多久町大字多久原 3250 番 18 所在の駐車場敷地
(1,901 平方メートル)

（１６）グループホームつばき建物
佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾字古野 380 番地 8 所在の鉄骨造かわらぶき平家建
グループホームつばき、施設舎 1 棟　　(376.17 平方メートル)

（１７）特別養護老人ホーム天寿荘建物
佐賀県多久市北多久町大字小侍 647 番地 2、504 番地 2、640 番地 1、647 番地 13 所在の
鉄骨造 3 階建、特別養護老人ホーム天寿荘、荘舎 1 棟（4,866.82 ㎡）

（１８）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 1 所在の天寿荘敷地（746 ㎡）

（１９）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 8 所在の天寿荘敷地（453 ㎡）

（２０）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 10 所在の天寿荘敷地（165 ㎡）

（２１）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 13 所在の天寿荘敷地（104 ㎡）

（２２）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 14 所在の天寿荘敷地（8.84 ㎡）

（２３）佐賀県多久市北多久町大字小侍 501 番 15 所在の天寿荘敷地（9.08 ㎡）

（２４）佐賀県多久市北多久町大字小侍 504 番 1 所在の天寿荘敷地（200.32 ㎡）

（２５）佐賀県多久市北多久町大字小侍 504 番 2 所在の天寿荘敷地（326 ㎡）

（２６）佐賀県多久市北多久町大字小侍 510 番 66 所在の天寿荘敷地（101 ㎡）

（２７）佐賀県多久市北多久町大字小侍 640 番 1 所在の天寿荘敷地（1,677.53 ㎡）

（２８）佐賀県多久市北多久町大字小侍 647 番 2 所在の天寿荘敷地（2,213.66 ㎡）

（２９）佐賀県多久市北多久町大字小侍 647 番 8 所在の天寿荘敷地（38 ㎡）

（３０）佐賀県多久市北多久町大字小侍 647 番 13 所在の天寿荘敷地（107.96 ㎡）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第３９条に掲げる公益を目的とする事業及び第４０条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３２条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３３条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３４条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３５条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告

（３）理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）事業の概要等を記載した書類

（会 計 年 度）

第３６条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３７条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨 機 の 措 置）

第３８条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種　　別）

第３９条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

（２）有料老人ホームの経営

（３）診療所の経営

（４）地域共生ステーションの経営

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　収益を目的とする事業

（種　　別）

第４０条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（１）屋根貸し事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第４１条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第９章　解散

（解　　散）

第４２条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　定 款 の 変 更

（定 款 の 変 更）

第４４条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法

（公 告 の 方 法）

第４５条　この法人の公告は、社会福祉法人天寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又

は電子公告に掲載して行う。

（施 行 細 則）
第４６条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　諸 隈 正 剛
理　事　別 府 才 市
理　事　今泉洋太郎
理　事　幸 地 一 郎
理　事　不二見達朗
理　事　諸 隈 博 子
監　事　黒 岩 義 光
監　事　梶原三七郎

この定款は昭和５２年　９月１９日より施行する
この定款は昭和５７年　２月１０日届出により施行する
この定款は昭和５９年１１月２８日より施行する
この定款は平成　元年　２月　８日より施行する
この定款は平成　元年１０月　４日届出により施行する
この定款は平成　３年　５月３１日より施行する
この定款は平成　５年　９月２７日より施行する
この定款は平成　９年１１月２１日より施行する
この定款は平成１０年　３月１８日より施行する
この定款は平成１１年　７月１２日より施行する
この定款は平成１１年　９月２４日届出により施行する
この定款は平成１２年　２月２３日より施行する
この定款は平成１２年　６月　９日より施行する
この定款は平成１３年　１月３１日届出により施行する

この定款は平成１３年１１月２１日より施行する
この定款は平成１５年　３月　５日より施行する
この定款は平成１５年　６月　３日より施行する
この定款は平成１６年　８月１０日より施行する
この定款は平成１７年　６月１０日より施行する
この定款は平成１８年　３月１７日届出により施行する
この定款は平成１８年　８月１８日より施行する
この定款は平成１８年１１月１７日より施行する
この定款は平成１９年　３月１５日より施行する
この定款は平成１９年１１月　９日より施行する
この定款は平成２０年　５月２３日より施行する
この定款は平成２２年１１月１７日より施行する
この定款は平成２３年　５月２３日より施行する
この定款は平成２５年　３月２９日より施行する
この定款は平成２６年　８月１９日より施行する
この定款は平成２７年　８月１９日より施行する
この定款は平成２７年　９月　１日より施行する
この定款は平成２８年　３月２５日より施行する
この定款は平成２８年　９月　９日より施行する
この定款は平成２９年　４月　１日より施行する。（平成２９年 ３月 ２日佐賀県知事認可）
この定款は平成２９年　６月　９日より施行する。
この定款は令和　元年　８月１６日より施行する。
この定款は令和　２年　９月２８日より施行する。
この定款は令和　３年　８月２６日より施行する。